

寝屋川市みんなのまち基本条例の検証シート （第 4 章 議会）

《第 13 条 議会の役割》

1 条文

（議会の役割）
 第 13 条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。
 2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

2 条文解説（「みんなのまち基本条例の解説」から抜粋）

第 13 条は、議会の役割と権限について定めています。

1 議会は、市政に対する市民の様々な意見や寝屋川市の状況等を踏まえ、市の施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行うことを定めています。

議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員により構成される議決機関です。

議会には、地方自治法第 98 条、第 100 条などで規定されている検査権、調査権などを行することで、行政が適正に行財政運営を行っているかを監視し、けん制する役割があります。

2 議会は、地方自治法第 96 条で規定されている条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定の議決などの権限を有することを定めています。

3 当条文に関わる社会情勢等

- 新型コロナウイルス感染症について、令和 5 年 5 月に感染症法上の位置付けが 5 類感染症へと移行したものの、市民生活や地域経済への影響が残っています。
- ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢等の影響により物価高騰が続き、市民生活や地域経済への影響が顕在化しています。
- 令和 5 年に地方自治法第 89 条が改正され、議会の役割及び議員の職務等が明確化されました。

4 主な取組と成果

(1) 主な取組状況（令和4年度～令和7年度）

○ 主な議決の件数

	条例・規則 の制定・改廃	予 算	決算の認定
令和 4 年度	34 件 うち、1 件否決(※1)	39 件	8 件 うち、1 件不認定(※2)
令和 5 年度	31 件	28 件	8 件
令和 6 年度	27 件	37 件	8 件
令和 7 年度	34 件	37 件	8 件

※1 財産の取得（第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具（規格備品））〔令和4年12月〕

※2 令和3年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算〔令和4年12月〕

○ 議員提出案件の件数

	条例・予算 の修正	附帯決議	条例・規則 の制定・改正	意見書・決議
令和 4 年度	0 件	0 件	4 件	12 件
令和 5 年度	1 件	0 件	1 件	12 件
令和 6 年度	0 件	1 件	4 件	12 件
令和 7 年度	1 件	1 件	0 件	5 件

○ 特別委員会開催状況

	公共施設の 在り方調査	感染者等感染拡大防止 協力支援金に関する調査
令和 4 年度	1 回	4 回

(2) 成果

○ 条例の制定・改廃、予算、決算の認定などの議案について、慎重な審議を行い、議決権を行使することができています。

○ 議案審議の過程において、決算の不認定、提出議案の否決などの議決が行われ、市の議事機関として市政の監視及びけん制する機能を果たしています。

また、委員会による修正案、附帯決議の提出や連合審査会の開催など、慎重な委員会審査を行い、その結果を踏まえて、議会としての議決が行われています。

○ 特別委員会を設置し、特定の事項に対して、適切に調査・協議を行いました。

- ・ 令和元年6月に設置した「公共施設の在り方調査特別委員会」では、令和4年度に、（仮称）駅前庁舎に関する考え方や意見を取りまとめ、提言を行いました。

- ・ 「感染者等感染拡大防止協力支援金に関する調査特別委員会」では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」事業に係る事務執行の妥当性を検証するため、地方自治法第98条第1項の検査権に基づく調査を行いました。

5 「検討に当たっての視点」を踏まえた検証（案）

視点の内容	検証有無
① 社会情勢に適合しているか	有
② 形骸化していないか	無

令和5年の地方自治法の一部改正により、議事機関としての議会の役割が明確化されたことに伴い、**条文修正が必要**であると考えます。

6 条文修正（案）

現行	修正案
（議会の役割） 第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。 2 議会は、_____条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。	（議会の役割） 第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。 2 議会は、議事機関として、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

○ 修正案の理由

当該条文は、一部改正された地方自治法の第89条第1項及び第2項に基づき、所要の修正を行うものです。

- 第89条第1項において、議事機関としての議会の役割が明確化されたことから、現行の条文に明記されていない内容を、条文第13条第2項に追加するものです。
- 第89条第2項において、議会が議決、検査及び調査その他の権限を行使する機関であることが明確化されましたが、当該内容については、現行の条文第13条第1項「施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う」及び第2項「条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する」において既に規定されているため、修正の必要はないものと考えます。

《第 14 条 議会の責務》

1 条文

（議会の責務）

第 14 条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

2 条文解説（「みんなのまち基本条例の解説」から抜粋）

第 14 条は、議会の責務について定めています。

1 議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすことを定めています。

議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくことが求められています。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。

市民、議会、行政が情報を共有し、協働でまちづくりを進めることが必要です。

議会活動に関する情報に関し、本会議や委員会は傍聴することが可能であり、議事録も公開されていますが、より分かりやすく、議会が保有する情報を市民と共有するなどにより、市民に開かれた議会運営を目指そうというものです。

3 当条文に関わる社会情勢等

○ 新型コロナウイルス感染症について、令和 5 年 5 月に感染症法上の位置付けが 5 類感染症へと移行したものの、市民生活や地域経済への影響が残っています。

○ ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢等の影響により物価高騰が続き、市民生活や地域経済への影響が顕在化しています。

○ 令和 4 年の地方制度調査会において、地域の多様な民意を集約し、広い見地から地域社会の在り方を議論する議会の役割の重要性を踏まえ、市民が議会に関心を持つための取組を行う必要性が指摘されています。

○ デジタル社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報通信機器が広く普及し、時間や場所を問わず様々な情報を取得できる環境が整っています。

4 主な取組と成果

(1) 主な取組状況（令和4年度～令和7年度）

○ 定例会・臨時会の開催回数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定例会	4回			
臨時会	7回	2回	2回	3回

○ 定例会・臨時会の傍聴者及び動画配信視聴回数（令和8年3月現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
傍聴者数	292人	396人	447人	333人
動画配信 視聴回数 【会議日数】	8,794回 【27日】	8,055回 【20日】	6,296回 【21日】	6,766回 【23日】

○ 市民への情報提供等

- ・ 議会だよりについて、市民に手にとってもらい、より多くの方に見ていただくため、表紙のリニューアルや掲載方法の変更等の見直しを行った。〔令和6年8月〕
- ・ 議案の審議等の内容を分かりやすくするため、本会議及び委員会の傍聴者に対して、議案書等の貸出を開始した。〔令和7年12月〕
- ・ いつでもどこでも議会の様子を視聴できる環境を整備することで、時間や場所を問わない視聴機会を確保するとともに、議会活動への理解と関心を一層深めるため、令和8年度から本会議及び委員会のライブ配信を実施する。

(2) 成果

- 市民生活に直結する議案について迅速に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の対応として、適宜、臨時会を開催するなど、機動的かつ柔軟な議会運営を行っています。
- より市民に分かりやすく開かれた議会運営を図るため、議会だよりのリニューアル、本会議及び委員会における傍聴資料の貸出開始やライブ配信の実施などに取り組んでいます。

5 「検討に当たっての視点」を踏まえた検証（案）

視点の内容	検証有無
① 社会情勢に適合しているか	無
② 形骸化していないか	無

条文修正の必要はないものと考えます。

《第 15 条 市議会議員の役割及び責務》

1 条文

(市議会議員の役割及び責務)

第 15 条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 条文解説（「みんなのまち基本条例の解説」から抜粋）

第 15 条は、市議会議員の役割と責務について定めています。

議会がその役割と責務を果たすためには、議会を構成する議員が重要な役割を担っており、議員の果たすべき責務は重要です。

議会を構成する議員は、市民の代表として職務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、本会議の代表・一般質問、常任委員会等での質疑等により市政への提案、提言等を行い、また、公正かつ誠実に職務を遂行することを明らかにしています。

「公正かつ誠実に」とは、特定の利益を代表する声だけでなく、声なき声にも耳を傾け、中長期的な視点を持つという意味も含まれます。

3 当条文に関わる社会情勢等

- ハラスメント事案など、議員の倫理に関する問題が、マスコミや SNS で取り上げられる事例が増えています。
- デジタル社会の進展（行政手続きのオンライン化やDX化等）に伴い、議会運営のオンライン化に向けた取組が進展しています。また、議会の透明性や個人情報保護に関する監視が強化されています。
- 令和 5 年に地方自治法第 89 条が改正され、議会の役割及び議員の職務等が明確化されました。

4 主な取組と成果

(1) 主な取組状況（令和 4 年度～令和 7 年度）

○ 代表質問・一般質問の質問者数 ○ = 代表質問 ◎ = 会派代表質問

	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会
令和4年度	20人	15人	19人	◎ 4人
令和5年度	○ 5人	22人	20人	○ 5人
令和6年度	19人	21人	21人	○ 5人
令和7年度	18人	21人	19人	○ 5人

○ 議会改革等に係る取組

- ・ 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

（正当な理由がなく議会を欠席し、議員の職責を果たしていない議員について、議員報酬等の減額を行うといった、議員の長期欠席に伴う議員報酬等の取扱いの規定を整備）〔令和4年7月〕

（議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕等されたことにより、議会を欠席した場合の議員報酬の支給停止及び不支給に関する規定を整備）〔令和4年8月〕

- ・ 寝屋川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定〔令和5年3月〕
- ・ 議員報酬の見直し（本則の月額から1割減額）
〔令和5年12月 ※施行は令和6年4月～〕
- ・ 議員のハラスメント防止についての研修会を実施〔令和6年2月〕
- ・ 議員が守るべき規範についての研修会を実施〔令和7年2月〕
- ・ 市議会会議規則の改正

（文書等によることが求められている手続について、オンラインによることを可能とするための規定を整備）〔令和7年3月〕

(2) 成果

- 議員は、議会の構成員として、本会議や委員会において、代表質問・一般質問や所管質問及び質疑等により、市政への提案や提言等を行うなど、公正かつ誠実に職務を遂行しています。
- 議員報酬について、議会を欠席した場合等の規定の整備を行うとともに、令和5年12月に府内平均報酬額に見合う金額とする見直しを行い、令和6年4月から、本則の月額から1割減額しました。
- 議員研修会を実施し、ハラスメントへの理解の向上や議員を取り巻く規律の基本の習得に努めました。
- 議会運営において、文書によることが求められている手続きをオンラインによることを可能とする規定を整備することから、令和7年3月に、それらに対応する会議規則の改正を行い、議事日程及び請願文書表の配布に加えて、一般質問等における通告書の提出についてもオンラインによることとしました。

5 「検討に当たっての視点」を踏まえた検証（案）

視点の内容	検証有無
① 社会情勢に適合しているか	有
② 形骸化していないか	無

令和5年の地方自治法の一部改正により、議員の職務等が明確化されたことに伴い、条文修正が必要であると考えます。

6 条文修正（案）

現行	修正案
（市議会議員の役割及び責務） 第15条 市議会議員は、市民の代表として、_____常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。	（市議会議員の役割及び責務） 第15条 市議会議員は、市民の代表として、<u>市民の負託に応えるため</u>、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

○ 修正案の理由

当該条文は、一部改正された地方自治法の第89条第3項に基づき、所要の修正を行うものです。

- 第89条第3項において、議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことが明確化されたことから、現行の条文に明記されていない内容を追加するものです。